

令和7年度岐阜県育児休業等実態調査結果

【調査結果のポイント】

○育児休業取得率

- ・男性は 54.8% で、前年度から 11.1 ポイント上昇
- ・女性は 97.9% で、同 0.1 ポイント低下

○育児休業の取得期間

- ・取得期間の内訳は、男性は「1か月超～6か月」（44.7%）が最も多く、女性は「6か月超～1年」（66.3%）が最も多くなっている。

○子の看護休暇制度の利用実績

- ・子の看護休暇制度を利用した労働者がいる事業所の割合は 15.7% で、前年度から 0.6 ポイント低下

○短時間勤務制度の利用実績

- ・3歳未満の子を養育するための短時間勤務制度を利用した労働者がいる事業所の割合は 23.3% で前年度から 0.2 ポイント低下

○年次有給休暇の取得状況

- ・取得率は 67.3% で、前年度から 1.7 ポイント低下

○女性の活躍推進

- ・女性の採用、継続就労や管理職登用を推進する上での課題は「人材が不足している」（45.5%）が最も多く、次いで「家庭生活への配慮が必要である（時間的制約）」（39.7%）、「女性自身の昇進や仕事に対する意識が低い」（26.5%）となっている。

【調査の概要】

県内企業の育児休業制度等の実施状況を把握し、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進に役立てるとともに、両立支援施策の基礎資料を得ることを目的として、「岐阜県育児休業等実態調査」を実施した。調査の概要は以下のとおり。

（1）調査対象

次に該当する民営企業の 1,400 事業所

・産業

建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

・事業所規模

常用労働者 10 人以上

・地域

岐阜県全域

(2) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収(自記式郵送調査)

(3) 調査時期

令和7年8月1日～令和7年9月12日

(4) 集計事業所数

666 事業所 (有効回答率 47.6%)

【調査結果の概要】

1 育児休業制度

育児休業制度を就業規則等に「定めている」事業所の割合は95.2%で前年度を2.1ポイント上回った。(表1)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに配偶者が出産した男性労働者は445人、出産した女性労働者は379人で、そのうち令和7年7月31日までに育児休業を開始した労働者は、男性が244人、女性が371人であった。育児休業取得率は、男性が54.8%で前年度から11.1ポイント上昇、女性が97.9%で前年度から0.1ポイント低下した。(表2、図1)

表1 育児休業制度の規定状況 (単位: %)

年 度	定めている	制度の定め方(複数回答)			定めていない
		労働協約	就業規則	その他	
平成 28	94.4	15.6	90.4	1.9	5.6
29	96.6	15.2	93.6	0.8	3.4
30	91.7	14.1	86.1	2.7	8.5
令和 元	90.7	12.6	86.8	1.4	9.3
2	92.9	15.4	88.4	2.5	7.1
3	91.8	15.1	87.8	1.8	8.2
4	92.5	15.8	88.0	1.5	7.5
5	93.5	14.0	89.4	1.8	6.5
6	93.1	15.7	88.5	1.2	6.9
7	95.2	14.8	91.8	2.0	4.8

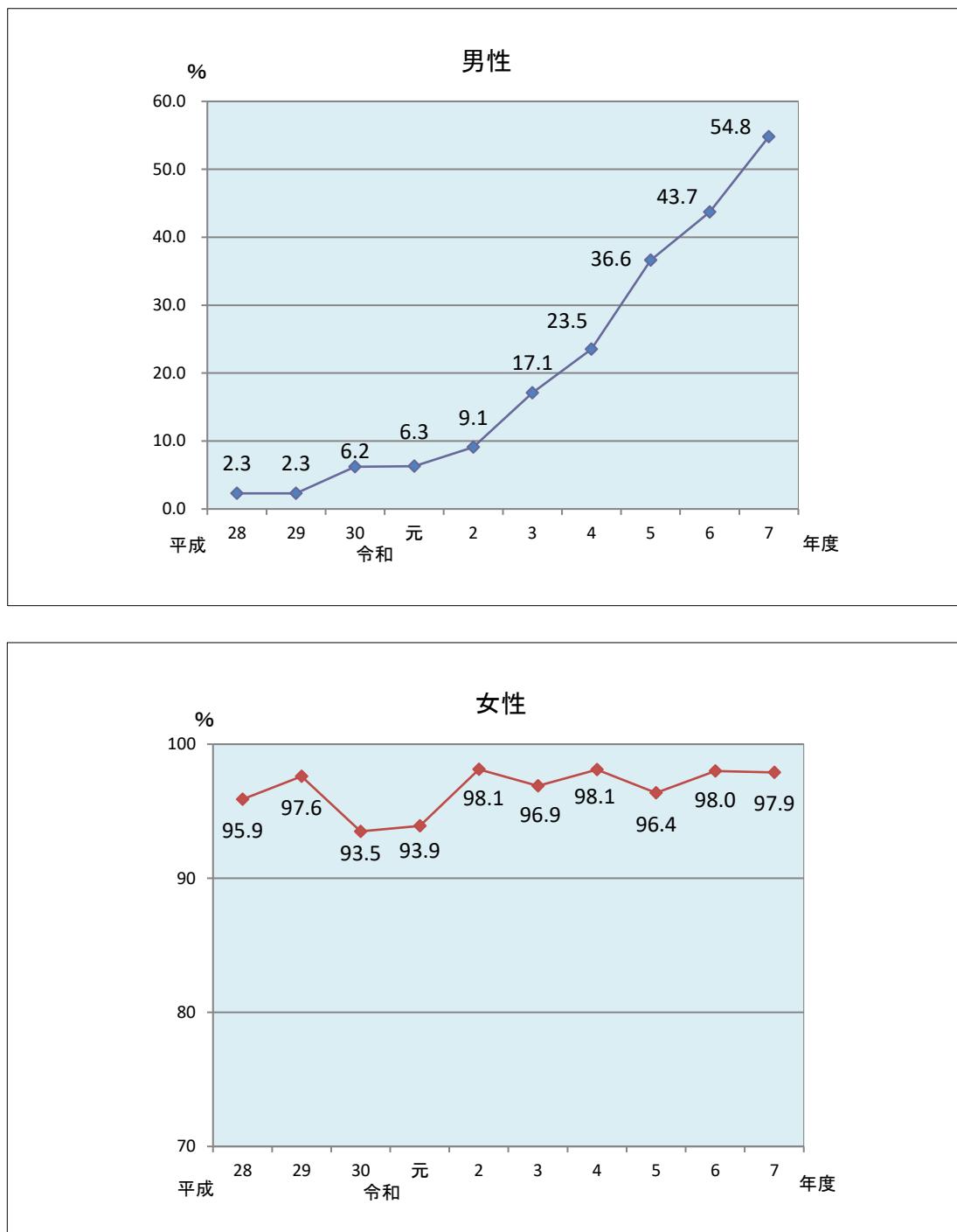
表2 育児休業の取得状況

※配偶者が出産した男性労働者

年 度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで に出産した労働者 (人)		令和7年7月31日まで に育児休業を開始した 労働者(人)		育児休業取得率 (%)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 28	994	680	23	652	2.3	95.9
29	908	547	21	534	2.3	97.6
30	645	414	40	387	6.2	93.5
令和 元	608	358	38	336	6.3	93.9
2	727	426	66	418	9.1	98.1
3	539	322	92	312	17.1	96.9
4	562	416	132	408	23.5	98.1
5	557	413	204	398	36.6	96.4
6	590	392	258	384	43.7	98.0
7	445	379	244	371	54.8	97.9

図1 育児休業取得率の推移

(単位 : %)



○育児休業取得率 = $\frac{\text{調査年度の前年度 1 年間の出産者※のうち調査年度の 7 月 31 日までに育児休業を開始した者} \times 100}{\text{調査年度の前年度 1 年間の出産者※の数}}$

※男性の場合は配偶者が出産した者

取得期間の内訳としては、男性は「1か月超～6か月」が44.7%で最も多く、女性は「6か月超～1年」が66.3%で最も多くなっている。（表3）

表3 育児休業の取得期間

男性 (単位: %)

年 度	1週間以内	1週間超～2週間	2週間超～1か月	1か月超～6か月	6か月超～1年	1年超～1年6か月	1年6か月超～2年	2年超～3年	3年超
令和7	7.4	7.4	27.9	44.7	11.1	1.6	-	-	-

女性 (単位: %)

年 度	1週間以内	1週間超～2週間	2週間超～1か月	1か月超～6か月	6か月超～1年	1年超～1年6か月	1年6か月超～2年	2年超～3年	3年超
令和7	0.5	0.3	-	5.9	66.3	17.3	7.8	1.9	-

2 子の看護等休暇制度

子の看護等休暇制度を就業規則等に「定めている」事業所の割合は86.7%で、前年度を4.0ポイント上回った。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、制度を利用した労働者がいる事業所の割合は15.7%で、前年度を0.6ポイント下回った。

（表4、表5、図2）

表4 子の看護等休暇制度の規定状況 (単位: %)

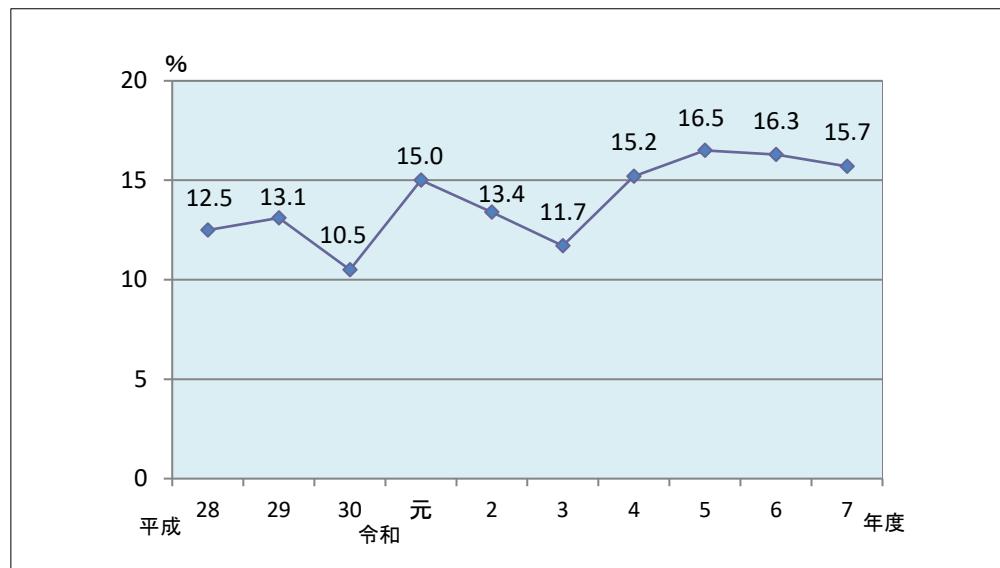
年 度	定めている			定めていらない	
	制度の定め方（複数回答）				
	労働協約	就業規則	その他		
平成28	85.6	12.9	82.2	2.1	14.4
29	89.0	13.8	85.6	1.1	11.0
30	82.9	12.5	77.9	1.9	17.1
令和元	85.5	12.2	79.5	2.5	14.5
2	85.6	13.5	81.1	2.4	14.4
3	84.2	13.6	80.3	2.0	15.8
4	87.0	13.7	82.3	2.1	13.0
5	84.4	11.1	79.8	2.1	15.6
6	82.7	11.9	79.0	1.6	17.3
7	86.7	13.6	81.9	3.0	13.3

表5 子の看護休暇制度の利用実績

年 度	ある (%)	ない (%)
平成28	12.5	87.5
29	13.1	86.9
30	10.5	89.5
令和元	15.0	85.0
2	13.4	86.6
3	11.7	88.3
4	15.2	84.8
5	16.5	83.5
6	16.3	83.7
7	15.7	84.3

図2 子の看護休暇制度を利用した労働者がいる事業所の推移

(単位 : %)



3 短時間勤務制度

3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度を労働協約に定めている事業所の割合は12.5%で前年度を1.6ポイント上回り、就業規則に定めている事業所の割合は85.2%で前年度を4.2ポイント上回った。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、制度を利用した労働者がいる事業所の割合は23.3%で前年度を0.2ポイント下回った。（表6、表7）

表6 短時間勤務制度の定め方（複数回答）（単位 : %）

年 度	労働協約	就業規則	その他
平成 28	13.2	81.2	16.3
29	12.1	83.1	13.8
30	11.2	74.9	21.4
令和 元	10.8	77.0	21.7
2	10.9	80.4	17.4
3	12.0	81.7	15.6
4	12.6	83.7	12.8
5	10.0	81.0	16.7
6	10.9	81.0	16.1
7	12.5	85.2	12.2

表7 短時間勤務制度の利用実績

年 度	ある (%)	ない (%)
平成 28	23.1	76.9
29	26.2	73.8
30	23.7	76.3
令和 元	28.0	72.0
2	26.1	73.9
3	24.9	75.1
4	27.2	72.8
5	21.9	78.1
6	23.5	76.5
7	23.3	76.7

4 育児を行う労働者への支援制度

育児を行う労働者のために実施している制度の導入状況は、「所定外労働をさせない制度」が 54.5% で最も多く、次いで「時差出勤制度」が 35.5%、「フレックスタイム制度」が 14.4% の順であった。

(表 8)

表8 育児を行う労働者のために実施している制度の導入状況（複数回答）
(単位：%)

年 度	所定外労働をさせない制度	時差出勤制度	フレックスタイム制度	在宅勤務	事業所内保育施設の設置	育児要員の派遣又は費用の補助
平成 28	57.5	26.0	11.8	1.3	6.3	1.5
29	59.5	24.2	10.6	0.9	5.0	1.1
30	55.4	26.1	13.0	2.5	4.7	1.6
令和 元	55.6	25.1	12.6	3.6	5.0	2.1
2	58.1	24.3	13.0	6.1	5.2	2.0
3	57.9	26.0	13.7	6.0	4.9	2.4
4	62.8	27.0	14.4	10.0	5.0	2.3
5	52.4	27.6	15.8	10.7	4.2	2.1
6	54.9	29.9	14.6	9.3	4.4	1.5
7	54.5	35.5	14.4	10.9	4.1	2.1

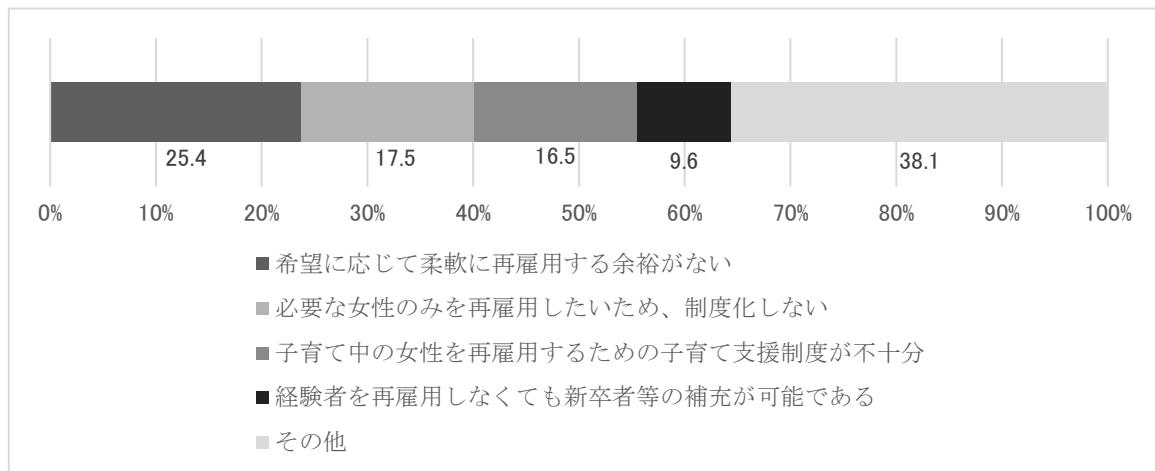
出産や育児による退職者の再雇用制度がある事業所の割合は 30.7% で前年度を 3.3 ポイント下回った。「慣行あり」としている事業所を合わせると 53.0% で、前年度を 2.8 ポイント下回った。(表 9)

表9 育児等による退職者の再雇用制度
(単位：%)

年 度	制度あり	慣行あり	制度・慣行ともになし
平成 28	25.3	23.2	51.5
29	27.7	24.5	47.8
30	32.7	22.7	44.6
令和 元	40.8	21.1	38.1
2	34.4	23.0	42.6
3	31.0	26.4	42.6
4	30.5	25.5	44.0
5	30.2	20.6	49.3
6	34.0	21.8	44.2
7	30.7	22.3	46.9

再雇用を制度化しない理由は「希望に応じて再雇用する余裕がない」が 25.4%、次いで「必要な女性のみを再雇用したいため、制度化しない」が 17.5%、「子育て中の女性を再雇用するための支援制度が不十分」が 16.5%の順であった。（図 3）

図 3 再雇用を制度化しない理由（複数回答）(単位 : %)



5 年次有給休暇

年次有給休暇の取得率は 67.3% で、前年度を 1.7 ポイント下回った。（表 10、図 4）

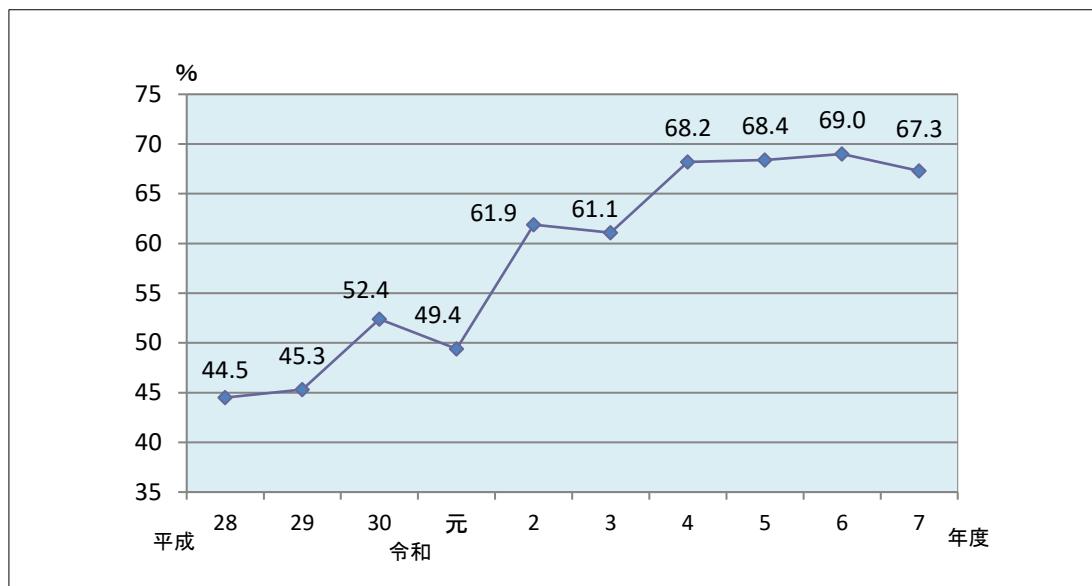
表 10 年次有給休暇の取得状況

年 度	1 人当たりの付与日数 (日)	1 人当たりの取得日数 (日)	取得率 (%)
平成 28	15.5	6.9	44.5
29	15.4	7.0	45.3
30	17.4	9.1	52.4
令和 元	16.4	8.1	49.4
2	17.6	10.9	61.9
3	17.5	10.7	61.1
4	17.3	11.8	68.2
5	17.4	11.9	68.4
6	17.4	12.0	69.0
7	16.8	11.3	67.3

※調査年度の前年（又は前会計年度）1年間の状況による。付与日数は、前年からの繰り越し分は除く。

図4 年次有給休暇取得率の推移

(単位 : %)



6 介護休業・介護休暇制度

介護休業制度を就業規則等に「定めている」事業所の割合は91.6%で前年度を3.4ポイント上回った。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間に介護休業制度を利用した労働者は、男性が8人、女性が21人であった。(表11、表12)

表11 介護休業制度の規定状況 (単位 : %)

年 度	定めている	制度の定め方 (複数回答)			定めて いない
		労働協約	就業規則	その他	
平成 28	92.6	15.1	86.9	4.0	7.4
29	91.7	13.9	89.0	0.8	8.3
30	89.1	11.7	85.4	2.1	10.9
令和 元	88.7	12.1	84.2	1.9	11.3
2	90.0	13.0	85.6	2.9	10.0
3	88.5	13.1	85.2	1.3	11.5
4	88.8	13.8	85.3	1.3	11.2
5	90.0	12.2	85.7	2.4	10.0
6	88.2	11.7	84.6	1.5	11.8
7	91.6	13.0	87.5	2.7	8.4

表12 介護休業制度を利用した労働者的人数 (人)

年 度	男性	女性
28	3	15
29	7	20
30	6	14
令和 元	3	11
2	9	22
3	9	20
4	6	22
5	7	30
6	5	36
7	8	21

また、介護休暇制度を就業規則等に「定めている」事業所の割合は88.5%で前年度を2.2ポイント上回った。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間に介護休暇制度を利用した労働者は、男性が53人、女性が95人であった。（表13、表14）

表13 介護休暇制度の規定状況 (単位: %)

年 度	定めている	制度の定め方（複数回答）			定めていない
		労働協約	就業規則	その他	
平成 28	86.3	14.4	78.7	5.3	13.7
29	87.8	13.0	85.3	0.8	12.2
30	84.7	12.3	79.9	2.0	15.3
令和 元	85.1	11.8	80.3	1.7	14.9
2	86.5	12.0	82.5	2.8	13.5
3	84.9	12.6	81.4	1.5	15.1
4	87.7	12.7	84.1	0.9	12.3
5	87.0	10.9	82.8	2.3	13.0
6	86.3	11.8	82.4	1.6	13.7
7	88.5	12.7	84.4	2.1	11.5

表14 介護休暇制度を利用した労働者の人数 (人)

年 度	男性	女性
平成 28	29	38
29	26	61
30	28	55
令和 元	25	45
2	46	78
3	15	59
4	26	84
5	40	61
6	36	78
7	53	95

これを育児休業制度の有無別にみると、育児休業制度がある事業所では介護休業・介護休暇制度の制度化率がそれぞれ94.4%、92.8%であるのに対し、育児休業制度がない事業所ではそれぞれ5.6%、7.2%となっている。（図5）

また、育児休業制度利用実績の有無別に介護休業・介護休暇いずれかの利用実績がある事業所の割合をみると、育児休業制度の利用実績がある事業所が18.2%、ない事業所が5.1%となっている。（図6）

図5 介護休業・介護休暇制度の制度化率 (単位: %)

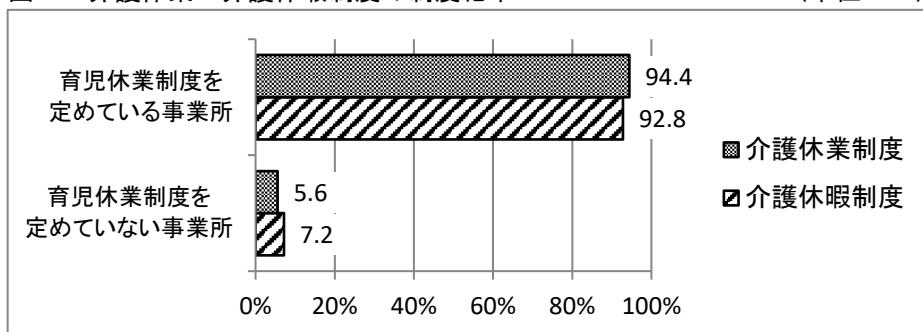
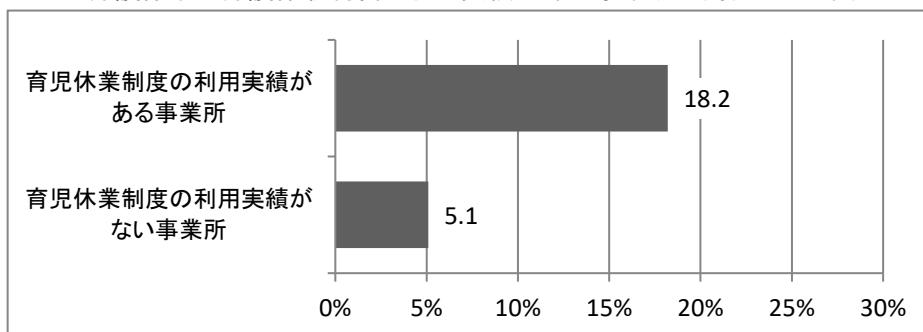


図6 介護休業・介護休暇制度の利用実績がある事業所の割合 (単位: %)



介護を行う労働者のために実施している制度の導入状況は、「所定外労働をさせない制度」が48.8%で最も多く、次いで「所定労働時間を短縮する制度」が42.2%、「時差出勤制度」が28.8%の順であった。(表15)

表15 介護を行う労働者のために実施している制度の導入状況（複数回答）（単位：%）

年 度	所定外労働をさせない制度	所定労働時間を短縮する制度	時差出勤制度	フレックスタイム制度	在宅勤務	勤務地の配慮	介護サービスや介護施設の利用費用の助成
平成 28	40.7	42.4	17.9	10.0	0.4	4.0	0.3
29	51.6	41.8	19.6	9.8	0.2	6.1	1.6
30	47.1	37.7	22.4	11.4	2.0	6.0	1.6
令和 元	50.9	38.9	22.0	11.1	2.0	5.2	2.6
2	52.1	42.2	20.7	14.1	3.6	6.7	1.5
3	50.0	43.5	22.2	12.6	4.1	7.4	1.7
4	54.2	44.1	23.1	13.4	7.6	6.8	1.4
5	47.1	43.3	22.4	12.1	8.0	5.6	0.8
6	49.1	40.3	25.1	12.9	8.1	7.0	1.7
7	48.8	42.2	28.8	12.1	9.4	5.2	2.3

7 女性の活躍推進

女性の採用、継続就労や管理職登用を推進する上での課題は「人材が不足している」が45.5%で最も多く、次いで「家庭生活への配慮が必要である（時間的制約）」が39.7%となっている。（表16）

また、女性の活躍を進めるために行政に期待する取組は「女性従業員に対するキャリアアップ研修（県内地域別）」が30.9%で最も多く、次いで「職場環境整備（トイレ、休憩室他）に対する助成制度」が27.2%となっている。（表17）

表16 女性の採用、継続就労や管理職登用を推進する上での課題（複数回答）
(単位：%)

年 度	人材が不足している	家庭生活への配慮が必要である（時間的制約）	女性自身の昇進や仕事に対する意識が低い	保育サービスが不足している（育儿休業復帰時の保育所確保）	女性が結婚・妊娠・出産を機に退職してしまう	経営層や男性従業員の意識、理解が不十分である	女性を受け入れる職場環境が整っていない（トイレ、休憩室他）	その他
平成 30	43.4	37.6	31.8	16.9	29.8	12.6	6.0	8.1
令和 元	39.1	40.7	28.4	15.4	24.2	16.6	5.1	10.1
2	37.4	41.4	29.9	14.5	21.6	12.3	3.8	10.9
3	36.9	41.9	31.4	11.9	21.6	12.9	5.7	10.2
4	39.1	43.3	34.5	11.2	16.8	13.0	7.6	9.0
5	46.8	39.7	27.9	14.3	20.0	13.8	5.4	9.4
6	44.3	39.9	27.4	12.5	17.2	10.8	5.3	10.8
7	45.5	39.7	26.5	14.0	12.9	9.0	7.1	12.3

表17 女性の活躍を進めるために行政に期待する取組（複数回答）
(単位：%)

年 度	女性従業員に対するキャリアアップ研修（県内地域別）	職場環境整備（トイレ、休憩室他）に対する助成制度	先進的に女性を登用し経営効果を上げている企業の情報発信（モデル企業）	人材確保に向けたセミナー、無料就職ガイダンスの開催	経営者、労務管理担当者に対する女性活用実践セミナー（県内地域別）	取組企業の公共調達の優遇制度の導入	企業へアドバイザーを派遣するなど、女性の活躍に関するコンサルティング支援	その他
平成 30	33.2	24.7	21.5	26.0	19.3	18.0	10.6	13.0
令和 元	32.4	23.3	17.7	26.8	16.3	19.1	9.6	11.7
2	31.2	23.2	26.3	20.4	18.3	14.3	11.4	13.3
3	34.3	22.4	23.0	22.0	18.6	17.2	8.5	13.3
4	33.5	26.8	23.8	20.7	18.1	17.1	9.5	11.4
5	33.7	26.1	24.3	25.6	21.5	17.8	10.3	10.3
6	29.8	28.1	20.7	25.7	15.3	19.7	11.5	9.9
7	30.9	27.2	19.5	19.1	17.0	13.2	7.8	17.5